

茨木市中小企業経営基盤強化セミナー等実施業務委託仕様書

1 名称

茨木市中小企業経営基盤強化セミナー等実施業務委託

2 目的と概要

物価高騰に伴った賃金の引き上げが中小企業に要請される中、中小企業が賃上げを行うためには、経営基盤の強化が必要である。多様な主体が連携し、市内企業の経営課題解決や新規事業展開につながる事業構想、計画作成を支援するセミナー等を実施することにより、市内企業の経営基盤の強化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 中小企業経営基盤強化セミナーの実施

市内企業等を対象に、支援機関等と連携のうえ、本質的な経営課題の発見を促し、課題解決や新しい事業展開につながる連続セミナーを実施すること。

① 企画

ア 対象 市内事業所の経営者・後継者 30社程度

イ 会場 市内公共施設等

ウ 回数 全4回程度

エ 日程 9月～11月頃まで

- ・会場、日程等の調整及びカリキュラムの企画・設定を行うこと。
- ・適切な講師の選定及び依頼等の調整を行うこと。
- ・企画内容については、市と調整を行うこと。
- ・想定される企業の課題：新商品開発、販路開拓、DX推進、事業承継等
- ・伴走型支援への移行にあたって、伴走型支援を希望する企業と適宜面談を行うこと。

② 運営

- ・会場、講師等との調整を含む当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・必要に応じてスタッフの手配を行うこと。
- ・出欠状況を管理し、問合せには適切に対応すること。
- ・参加者を対象としたアンケートを実施し、集計分析を行うこと。
- ・講師への旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・会場費、消耗品及びその他実施に係る経費の支払いを行うこと。

(2) 計画策定等伴走型支援の実施

(1) の参加企業の個別課題の解決に向け、参加企業ごとにテーマを設定した個別伴走支援を実施すること。

① 企画

ア 対象 (1) の参加者のうち、伴走型支援を希望する事業者

※伴走型支援を行う企業については、5社以上を目標とする。

イ 会場 参加企業事業所、市内公共施設等

ウ 回数 各社2回以上

エ 日程 12月～2月上旬頃まで

- ・会場、日程等の調整及びカリキュラムの企画・設定を行うこと。
- ・適切な講師の選定及び依頼等の調整を行うこと。
- ・支援機関等と必要な調整を行うこと。
- ・希望事業者が多数の場合の選定方法を提示すること。
- ・企画内容については、市と調整を行うこと。

② 運営

- ・会場、講師等との調整を含む当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・必要に応じてスタッフの手配を行うこと。
- ・出欠状況を管理し、問合せには適切に対応すること。
- ・参加者を対象としたアンケートを実施し、集計分析を行うこと。
- ・講師への旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・会場費、消耗品及びその他実施に係る経費の支払いを行うこと。

(3) 成果物の作成

(2) の伴走型支援に伴い、経営課題解決につながる計画等、参加企業ごとの成果物を作成すること。また、必要に応じて成果報告会等を実施すること。

(4) その他

- ・適宜参加者同士のつながりを促進する交流会等を実施すること。
- ・資料は受託業者が作成・準備すること。
- ・本事業について課題や効果等の検証を行うこと。
- ・事業実施後、参加者の意見等を踏まえて、本事業の今後の在り方・継続性について提案すること。
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）
※提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を要さないものに限る。

5 広報及び参加者の募集等

① 周知用チラシ（3,000部）を作成し、内900部を市に納品すること。

残り2,100部については、茨木商工会議所会員向け会報誌の折込みチラシ用に茨木商工会議所へ送付すること。

茨木商工会議所向けのチラシは、会報誌の配架期限（セミナー実施の1カ月半～2カ月前）を厳守し納品（送付）すること。

市に対しては、セミナー実施の45日前までにチラシを納品すること。

② 市内事業者への周知につなげるため、市内金融機関にチラシを送付する等、積

極的な周知に努めること。

- ③ 茨木商工会議所や金融機関、大学等の支援機関と連携し、市内事業者への積極的な周知に努めること。
- ④ 市や受託者の Web サイト・SNS 等を用いて、本業務の積極的な周知に努めること。
- ⑤ 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）
※提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を要さないものに限る。

6 調整会議等

進捗状況その他調整会議は、適宜本市庁舎内もしくはオンラインにて行う。

7 成果品

本事業の成果品として、次のものを提出する。

編集については市と十分協議すること。

- ・業務完了報告書・紙
- ・事業報告書・紙媒体（1部）及び電子媒体
セミナー等の実施内容・参加状況、参加者アンケート結果等
- ・その他の業務の実施に当たり、本市との協議により必要となった納品物

8 その他留意事項

- (1) 7に定める成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。